

(仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業
個別対話における質問の回答

令和8年4月28日

富山市

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業 個別対話における質問の回答

No.	議題	資料名	該当箇所	質問	回答
1	運営上のリスク(入館者数未達)について	要求水準書	P.24 第1章第7節8.(3)入館者数の目標	目標16万人を下回った場合の市の直接的なペナルティや補填がないことは理解いたしました。しかし、不可抗力に近い予見不可能な社会情勢の変化等により、指定管理事業の継続が困難となるほどの著しい集客減が生じた場合、市と協議のうえで事業計画やサービス水準の大幅な見直しを行う余地はあるか。	事業契約約款(案)第59条(SPC版)、第60条(共同企業体版、代表企業版)に記載のとおり、「事業者が不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、市に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合、協議により当該変更の当否を決定するものとし」ています。不可抗力の定義は、事業契約約款(案)別紙1に記載のとおりです。
2	サービス水準未達等によるペナルティリスク	事業契約書(共同企業体版)	別紙2 モニタリング及びペナルティの考え方	案として、体験型展示の導入を計画しています。これらが予期せぬ通信障害等により一時的に「要求サービス水準未達」となった場合、人的対応等の代替措置を講じることで、ペナルティ(対価の減額)を免れる猶予期間は認められますか。	具体的な事象、原因及び期間等によりますが、一時的な通信障害が発生し、人的対応等の代替措置を講じた場合、直ちにペナルティを課すことは想定していません。
3	入館者数が想定を上回った場合の収入上の取扱い	要求水準書	P.8 第4節6.(3) 利用料金等収入の還元	「当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、市民に還元する」とありますが、還元すべき「利益の割合」等に関する市の一定の基準はありますか。または完全な事業者の自由提案となりますか。	具体的な基準は設けておりません。事業者の提案によるものとします。
4	災害等(不可抗力)による休館・施設損壊リスク	事業契約書(共同企業体版)	P.28 第91条(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)第3項	不可抗力による追加費用のうち、事業者の負担上限(運営費の100分の1等)を超える部分は市の負担となる旨は理解いたしました。あわせて、施設損壊により長期間の休館を余儀なくされた場合の入館料収入減等に対する補償や協議の仕組みは想定されていますか。	不可抗力により、長期間の休館をせざるを得なくなった場合、維持管理及び運営業務の内容の変更については、事業契約約款(案)第59条(SPC版)、第60条(共同企業体版、代表企業版)に基づき協議を行い、また、不可抗力を要因とした休館等により利用料金収入が減少した場合の対応については、追加費用等の負担を含め、事業契約約款(案)第90条第1項(SPC版)、第91条第1項(共同企業体版、代表企業版)に基づき、市は事業者と協議するものとします。
5	富山市のサポートはどのように考えられているか	要求水準書	P.79 第6章第2節3. 広報業務(R8.4.28修正版では、P.80)	市内の学校関係者への周知協力や、市が持つ他の観光媒体等との積極的な連携など、市との協働による具体的な集客・広報サポートはどの程度期待できますか。また、既存の市主催のイベントの誘致なども可能なものかどうか。	市内小中学校や市観光協会等への周知については、開館前から、市が行う予定です。事業者が行う市関係機関に対する集客・広報についても協力する予定です。また、既存の市主催イベントとの連携については、協議段階で、関係所属との調整をします。

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業 個別対話における質問の回答

No.	議題	資料名	該当箇所	質問	回答
6	既存建物の隠れた瑕疵等による追加工事費の負担について	事業契約書(共同企業体版)	P.6 第22条(改修に伴う各種調査) P.7 第28条(工期の変更による費用負担)	工事着手後、事前の調査では発見できなかった既存建物の躯体の著しい劣化や、図面との重大な相違(隠れた瑕疵)が発見され、当方の計画する改修に追加工事が必要となった場合、合理的な増加費用は市の負担(市の事由等)として協議可能でしょうか。	現地見学会にて目視で確認できない部分については、事業契約約款(案)第15条(SPC版)、第16条(共同企業体版、代表企業版)のいずれも第4項・第5項に記載のとおり、合理的な範囲内において、協議に応じるものとします。
7	物価高騰について上限を超える場合はどうするのか	事業契約書(共同企業体版)	P.44 別紙5 サービスの対価の改定方法	一般的な物価スライド(建築費指数等)ではカバーしきれない、特殊機器特有の急激な為替変動や半導体不足による大幅な調達コスト増大が生じた場合、例外的に対価改定等の協議対象となりますか。	事業契約約款(案)別紙4及び別紙5に基づき、改修費として、什器・備品等を含めた改定を予定しています。
8	自主事業の業績悪化時における計画の柔軟な変更について	事業契約書(共同企業体版)	P.22 第78条(自主事業の終了)	「採算の悪化などにより自主事業の継続が困難となった場合は、市に通知し協議を行う」とありますが、事業終了だけでなく、年度の途中であっても事業の縮小や、当該スペースの用途転換を柔軟に協議することは可能ですか。	協議に応じるものとします。
9	要求水準を上回る独自提案の可否について	要求水準書	P.1 第1章 第1節 本書の位置付け	要求水準書には各機能や事業について要件が記載されていますが、事業者の独自のノウハウや最新技術を活用することで、要求水準書に明記されている手法とは異なるアプローチであっても、結果として要求水準を上回る効果がもたらされると当方が判断した場合、そのような仕様の枠を超えた独自提案は広く認められ、審査の対象となりますでしょうか。 具体的には、要求水準書P.40に記載されたシアターエリアの目的・用途について、「個別又は団体向けの映像の上映」のみではなく、シアターエリアを利用した別の体験プログラムを実施することは可能ですでしょうか。	要求水準書で示した目的を達成するための手法は事業者の提案によりますが、要求水準書中、特に明記している手法については、基本的にその手法のとおり実施していただくこととなります。 ただし、お尋ねのシアターエリアでの実施事業については、「個別又は団体向けの映像の上映などを行う。」に修正します。

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業 個別対話における質問の回答

No.	議題	資料名	該当箇所	質問	回答
10	知的財産権と二次利用の範囲	事業契約書案(約款) (共同企業体版)	P.30 第16章 第98条	事業者が提供した映像コンテンツ等の著作権について、事業終了後も事業者に帰属させ再利用できるか。	著作権法第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、同法に定めるところによります。 また、本事業の業務として作成した著作物及びその著作権については、事業契約約款(案)第98条のとおりとする予定であり、「本条の規定は、本契約の終了後もなお効力を有するものとする」としています。
11	独自提案による原状回復リスク	要求水準書 / 募集要項	要求水準書P.25 第1章 第7節 12. / 募集要項P.6 第4(5)	大規模な内装改修を提案した場合、原状回復費用が膨らむリスクを市とどう分担できるか。	原状回復工事については、事業期間終了後、本市が実施します。
12	市保有データとの連携可能性	要求水準書	P.22 第1章第7節 6. (2)工資料活用事業	市が実施したデジタルアーカイブや、他の市有施設(売薬資料館等)の利用者傾向データ等の提供を、分析のために受けられるか。	デジタルアーカイブについては、必要に応じて協議の上、事業契約締結後、可能な範囲で事業者に貸与します。 他の市有施設の利用者データについては、既存の資料であれば、事業契約締結後、可能な範囲で事業者に貸与します。